

2020年3月13日

お客さま各位

北おおさか信用金庫

デビットカード取引規定等の改定および電子化のお知らせ

当金庫では、本年4月1日をもって「民法の一部を改正する法律」が施行されること等に伴い、デビットカード取引規定等を下記のとおり一部改定いたします。

改定後の規定は、既にお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、これらの規定は本年4月1日以降当金庫ホームページに掲載いたしますので、そちらをご覧ください。また、書面にてご要望の際は、当金庫窓口にお申し付けください。

記

1. 改定となる規定

- ① デビットカード取引規定
- ② キャッシュカード規定
- ③ 法人キャッシュカード規定
- ④ Pay-easy 口座振替受付サービス規定
- ⑤ 振込規定

2. 規定改定日 2020年4月1日（水）

3. 主な改定内容

(1) 「デビットカード取引規定」について、以下の条項を追加いたします。

①債権譲渡に係る債務者の抗弁放棄の意思表示

第1章 デビットカード取引

3. (デビットカード取引契約等)

(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。

(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

- ② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

第2章 キャッシュアウト取引

3. (COデビット取引契約等)

- (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「COデビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2) 前項によりCOデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
 - ① 当金庫に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ② CO加盟店銀行、CO直接加盟店またはCO任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してCO加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

②規定変更時の周知方法および準拠法、裁判管轄等

第4章 その他

1. (規定の変更)

- (1) 当金庫は、次に掲げる場合には、このデビットカード取引規定（以下「本規定」といいます。）の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があつたものとみなし、個別に預金者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。
 - ① 本規定の変更が、預金者の一般の利益に適合する場合
 - ② 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- (2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。
- (3) 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

2. (準拠法、裁判管轄)

この契約の準拠法は日本法とします。このデビットカード取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(2) 「キャッシュカード規定」について、以下の文言を追加いたします。

①適用規定の追加

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、**無利息型普通預金規定**、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

(3) 「法人カード規定」について、以下の文言を追加いたします。

①適用規定の追加

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、**無利息型普通預金規定および振込規定**により取扱います。

(4) 「Pay-easy 口座振替受付サービス規定」について、以下の条項を追加いたします。

①規定変更時の周知方法および準拠法、裁判管轄等

11. (規定の変更)

(1) 当金庫は、次に掲げる場合には、この「Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス規定」(以下「本規定」といいます。)の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別に預金者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。

① 本規定の変更が、預金者の一般の利益に適合する場合

② 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。

(3) 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

12. (準拠法、裁判管轄)

この契約の準拠法は日本法とします。この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(5) 「振込規定」について、以下の文言・条項を追加いたします。

①振込組戻し時の本人確認の厳正化

8. (組戻し)

(1) 振込契約の成立後にその依頼をとりやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。

- ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。その際、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは組戻しを行いません。
- ② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。その際、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは現金での返却を行いません。

②規定変更時の周知方法および準拠法、裁判管轄等

14. (規定の変更)

(1) 当金庫は、次に掲げる場合には、この振込規定（以下「本規定」といいます。）の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別に依頼人と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。

- ① 本規定の変更が、依頼人の一般の利益に適合する場合
- ② 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。

(3) 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

15. (準拠法、裁判管轄)

この振込契約の準拠法は日本法とします。この振込に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上